

川内原子力発電所
原子力事業者防災業務計画

平成 2 9 年 3 月
九州電力株式会社

目 次

第1章 総 則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定 義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本的な考え方	4
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	5
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章 防災体制	6
第1節 防災体制	6
1 緊急時体制の区分	6
2 原子力防災組織	6
3 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務	7
4 緊急時体制の発令及び解除	8
5 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止	10
6 権限の行使	10
第3章 原子力災害予防対策の実施	11
第1節 通報体制及び情報連絡体制の整備	11
1 警戒事態に該当する事象の連絡体制の整備	11
2 原災法第10条第1項に基づく通報体制の整備	11
3 原災法第10条第1項の通報後の情報連絡体制の整備	11
4 通報等の運用	11
5 社内の情報連絡体制	12
第2節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	12
1 放射線測定設備の設置及び検査等	12
2 原子力防災資機材の整備	13
3 その他の原子力防災資機材の整備	13
第3節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	13
1 オフサイトセンターに備え付ける資料	13
2 地方公共団体に提供する資料	13
3 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	14
4 発電所及び本店等に備え付ける資料	14
第4節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	14
1 緊急時対策所	14
2 原子力事業所災害対策支援拠点	15
3 原子力施設事態即応センター	15

4	集合場所	16
5	応急処置施設	16
6	気象観測設備	16
7	緊急時運転パラメータ伝送システム	16
8	所内放送装置等	17
第5節	防災教育の実施	17
第6節	防災訓練の実施	17
1	社内における訓練	17
2	国又は地方公共団体が主催する訓練	17
第7節	関係機関との連携	18
1	国との連携	18
2	地方公共団体との連携	18
3	地元防災関係機関等との連携	18
4	原子力緊急事態支援組織の整備	18
第8節	周辺住民に対する活動	19
第4章	緊急事態応急対策等の実施	20
第1節	通報及び連絡	20
1	通報及び連絡の実施	20
2	緊急時体制発令時の対応	21
3	情報の収集と提供	21
4	通話制限	22
第2節	応急措置の実施	22
1	警備及び避難誘導	22
2	放射能影響範囲の推定	22
3	原子力災害医療	23
4	消火活動	23
5	汚染拡大の防止	23
6	線量評価等	23
7	広報活動	23
8	応急復旧	24
9	原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置	24
10	資機材の調達及び輸送	25
11	事業所外運搬に係る事象の発生における措置	25
12	応急措置の実施報告	25
13	原子力防災要員の派遣等	25

1 4	他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織等への協力要請	2 7
1 5	原子力災害の拡大及び長期化した場合の措置	2 7
1 6	被災者支援活動	2 7
第 3 節	緊急事態応急対策	2 8
1	第 2 種緊急時体制の発令	2 8
2	原子力災害合同対策協議会等との連絡報告	2 8
3	応急措置の継続実施	2 8
4	事業所外運搬事故における対策	2 8
第 5 章	原子力災害事後対策の実施	3 0
第 1 節	発電所及び本店の対策	3 0
1	復旧対策	3 0
2	緊急時体制の解除	3 0
3	原因究明と再発防止対策の実施	3 1
4	放射性物質による環境汚染への対処	3 1
第 2 節	原子力防災要員の派遣等	3 1
第 6 章	その他	3 2
第 1 節	他の原子力事業者への協力	3 2

第1章 総 則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定及び原子力災害対策指針に基づき、川内原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策並びにその他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るため必要な業務を定め、実効性のある原子力災害対策の構築と、円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定 義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）原子力災害

原子力緊急事態により、住民等の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

（2）原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所の敷地外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

（3）警戒事態

その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階をいう。

（4）施設敷地緊急事態

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

（5）全面緊急事態

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

（6）緊急時活動レベル（EAL）

原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、原子力施設の状況が、これらの緊急事態の区分に該当するか否かを原子力事業

者が判断する基準をいう。

(7) 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するために実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

(8) 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

(9) 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

(10) 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の5第1項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可を受けた者、その他の原災法第2条第3号に規定する者をいう。

(11) 原子力事業所

原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

(12) 指定行政機関

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関及び同法第8条から第8条の3までに規定する機関で、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第3号の規定に基づき内閣総理大臣が指定するものをいう。（経済産業省、国土交通省等）

(13) 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、災害対策基本法第2条第4号の規定に基づき内閣総理大臣が指定するものをいう。（九州管区警察局、九州厚生局、九州農政局等）

(14) 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）をいう。

(15) 原子炉の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和37年政令第44号）第1条に基づく原子炉の運転及び核燃料物質の使用並びにこれらに付随して発生する核燃料物質等の運搬又は貯蔵をいう。

(16) 緊急時体制

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うために、発電所又は本店がとる体制をいう。

(17) 原子力災害対策活動

緊急時体制発令時に原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

(18) 原子力防災組織

原災法第8条第1項の規定に基づき発電所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

(19) 本店原子力防災組織

本店に設置される原子力災害対策活動を行う組織をいう。

(20) 原子力防災要員

原災法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員であり、具体的には、川内原子力発電所員（但し、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者を除く。）及び原子力防災組織の業務の一部を受託した会社の作業員、並びに原子力災害発生時に川内原子力発電所の原子力防災組織に入り支援等を行う可能性がある玄海原子力発電所員、本店等の原子力関係社員をいう。

(21) 緊急時対策要員

本店原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員（但し、原子力防災要員を除く。）をいう。

(22) 原子力防災管理者

原災法第9条第1項の規定に基づき発電所において選任され、原子力防災組織を統括する業務を行う者をいう。

(23) 副原子力防災管理者

原災法第9条第3項の規定に基づき発電所において選任され、原子力防災組織について、原子力防災管理者を補佐する業務を行う者をいう。

(24) 原子力緊急事態支援組織

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「防災業務計画等命令」という。）第2条第2項第7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材及びこれらを管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

(25) 緊急時対策所

防災業務計画等命令第2条第2項第1号に規定する、原子力事業所における原子力事業所災

害対策の実施を統括管理する施設をいう。

(26) 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画等命令第2条第2項第2号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。

なお、周辺地域において、必要な機能をすべて満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

(27) 原子力施設事態即応センター

防災業務計画等命令第2条第2項第3号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設をいう。

(28) 緊急時運転パラメータ伝送システム

防災業務計画等命令第2条第2項第4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。

なお、本システムから、統合原子力防災ネットワークを通じ、国が整備する緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する。

(29) 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター及び緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）とを接続する情報通信ネットワークをいう。

(30) 特定事象

原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本的な考え方

原子力災害の発生を未然に防止するためには、原子炉等規制法等に基づき、その設計、建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期することが第一である。特に運転の段階においては、運転管理、燃料管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、原子炉等規制法に基づく保安規定に記載されているため、この計画の範疇から除外している。

従って、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。

(1) 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うための、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等。

(2) 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うための、特定事象発生時の通報、緊急時体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への原子力防災要員派遣等。

(3) 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及び緊急時対策要員は、平常時から、原子力災害対策活動等を理解しておくとともに、緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときにはこれを修正する。

なお、原子力防災管理者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、鹿児島県知事及び薩摩川内市長に報告する。また、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

- (1) 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときには、鹿児島県地域防災計画及び薩摩川内市地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
- (2) 社長は、この計画を修正しようとするときは、あらかじめ鹿児島県知事及び薩摩川内市長と協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、鹿児島県知事及び薩摩川内市長にこの計画の修正案を提出して行うものとする。この場合において、社長は、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。
- (3) 社長は、この計画を修正した場合、速やかに様式1に定める届出書により、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
- (4) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、鹿児島県知事及び薩摩川内市長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

第2章 防災体制

第1節 防災体制

1 緊急時体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、第1表に定める原子力災害の情勢に応じて緊急時体制を区分する。

第1表 緊急時体制の区分

原子力災害の情勢	緊急時体制の区分
・別表2－1の事象（警戒事態に該当する事象）が発生したとき。 ・原子力規制委員会から警戒事態とする旨の連絡があったとき。 ・鹿児島県又は薩摩川内市から災害警戒本部又は災害対策本部（対策本部体制）を設置する旨の連絡があったとき。	警戒体制
・別表2－2の事象（原災法第10条に該当する事象）が発生したとき。	第1種緊急時体制
・別表2－3の事象（原災法第15条に該当する事象）が発生したとき。 ・内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったとき。 ・鹿児島県又は薩摩川内市から緊急時体制に移行する旨の連絡があったとき。	第2種緊急時体制

注）原災法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力防災管理者の判断により緊急時体制を継続することができる。

原子力規制委員会が示す緊急時活動レベル（EAL）区分の枠組み及び原子力規制庁が示す緊急事態区分を判断する基準等の解説を基に、発電所各号炉の特性及び地域状況に応じたEALの設定を別表2－4に示す。

2 原子力防災組織

（1）発電所

- a 社長は、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行わせるため、あらかじめ発電所に別図2－1に定める原子力防災組織を設置して原子力防災要員を置く。

- b 原子力防災管理者は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、直ちに、発電所の原子力防災要員に別表２－６に定める業務を行わせる。
- c 原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行わせるため、副原子力防災管理者及び原子力防災要員のうち、派遣要員を決定する。
 - ① 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の関係機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の関係機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - ③ 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- d 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、鹿児島県知事及び薩摩川内市長から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときは、これを行う。

(2) 本店

- a 社長は、本店に別図２－２に定める本店原子力防災組織をあらかじめ設置する。
- b 社長は、別図２－２に定める業務分掌に基づき、本店における原子力災害対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援させるため、あらかじめ本店原子力防災組織に原子力防災要員及び緊急時対策要員を置く。

なお、原子力事業所災害対策支援拠点に係る要員は、本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員に加え、必要に応じ、玄海原子力発電所等から派遣する。

- c 社長は、緊急時体制を発令した場合、国及び地方公共団体と連携し、原子力災害の発生を防止するために全社をあげて応急措置を支援する体制を確立する。

(3) 原子力防災要員の届出

社長は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、様式２の届出書に、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第２条第１項に規定される業務を的確に遂行するために必要な人数を明記の上、原子力防災要員を置いた日又は変更した日から７日以内に、原子力規制委員会、鹿児島県知事及び薩摩川内市長に届け出る。

3 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる業務を行う。

なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。

- a 別表２－１の事象（警戒事態に該当する事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、別図２－３に示す箇所へ連絡する。

- b 別表 2-1 の事象（警戒事態に該当する事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに原子力防災要員を非常召集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図 2-3 に示す箇所へ報告する。
- c 別表 2-2 の事象（原災法第 10 条に該当する事象）若しくは別表 2-3 の事象（原災法第 15 条に該当する事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図 2-4 又は別図 2-5 に示す箇所へ通報する。
- d 別表 2-2 の事象（原災法第 10 条に該当する事象）若しくは別表 2-3 の事象（原災法第 15 条に該当する事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図 2-5 に示す箇所へ報告する。
- e 原災法第 11 条第 1 項に定められた放射線測定設備を設置及び維持し、同条第 2 項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資機材を備え付け、随時、保守点検する。
- f 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、鹿児島県知事及び薩摩川内市長から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときは、これを行う。
- g 発電所の原子力防災要員に対し、定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施する。
- h 旅行又は疾病その他の事由のため不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者の中から代行者を指定する。
- i 原子力防災要員に、原子力災害事後対策のために必要な措置を行わせる。

（2）副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者（以下「副防災管理者」という。）は、次長（技術）、次長（環境広報）、次長（事務）、次長（防災）、次長（保全計画）、次長（土木建築）、安全品質保証統括室長及び安全品質保証統括室副室長（発電用原子炉主任技術者を除く。）並びに原子力訓練センター所長（発電用原子炉主任技術者を除く。）とし、次に掲げる業務を行う。

- a 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- b 原子力防災管理者が不在のときに上記の順位により、その職務を代行する。

- （3）社長は、原子力防災管理者又は副防災管理者を選任又は解任した場合、原子力規制委員会、鹿児島県知事及び薩摩川内市長に 7 日以内に様式 3 の届出書により届け出る。

4 緊急時体制の発令及び解除

（1）緊急時体制の発令

a 発電所

原子力防災管理者は、別表 2-1 の事象（警戒事態に該当する事象）、別表 2-2 の事象

（原災法第10条に該当する事象）若しくは別表2－3の事象（原災法第15条に該当する事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、第1表に掲げる区分により直ちに緊急時体制を発令する。

原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに原子力管理部長に報告する。

b 本店

原子力管理部長は、原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合、社長に報告し、社長は本店における緊急時体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急時体制の区分を本店においても適用することとする。

（2）原子力防災要員等の非常召集

a 発電所

原子力防災管理者は、発電所における緊急時体制発令時に所内放送等を使用し、別図2－6に定める連絡経路により、緊急時体制に応じて発電所の原子力防災要員を非常召集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所の原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を作成し、整備しておく。

b 本店

原子力管理部長は、本店における緊急時体制発令時に社内放送等を使用し、別図2－7に定める連絡経路により、緊急時体制に応じて本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員を非常召集する。

なお、原子力管理部長は、あらかじめ本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し、整備しておく。

（3）緊急時対策本部の設置

a 発電所

① 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、速やかに発電所の緊急時対策所に緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置する。

② 発電所対策本部は、別図2－1に示す原子力防災組織で構成する。

③ 原子力防災管理者は、発電所対策本部長としてその職務を遂行する。

b 本店

① 社長は、本店に緊急時体制を発令した場合、速やかに原子力施設事態即応センターに緊急時対策本部（以下「本店対策本部」という。）を設置する。

② 本店対策本部は、別図2－2に示す本店原子力防災組織で構成する。

③ 本店対策本部長は、社長とする。また、社長が不在の場合の対応として副社長又は執行役員の中からあらかじめ代行者を定めておくものとする。

（4）緊急時体制の区分の変更

a 発電所

発電所対策本部長は、緊急時体制の区分を変更したときは、本店対策本部長にその旨を報

告する。

b 本 店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から緊急時体制の区分の変更の報告を受けたときは、本店の緊急時体制の区分も変更する。

(5) 緊急時体制の解除

a 発電所

発電所対策本部長は、次に掲げる状態になった場合、関係機関と協議の上、緊急時体制を解除し、本店対策本部長に報告する。

- ① 警戒体制発令後、事象が収束し、警戒体制をとる必要が無くなった場合。
- ② 第1種緊急時体制発令後、事象が収束し、第1種緊急時体制をとる必要が無くなった場合。
- ③ 第2種緊急時体制発令後、原災法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。

発電所対策本部長は、緊急時体制を解除したときは、発電所対策本部を廃止する。

b 本 店

本店対策本部長は、発電所の緊急時体制が解除された場合、本店における緊急時体制を解除するとともに、本店対策本部を廃止する。

5 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

- (1) 本店対策本部長は、事態に応じ、原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、別図2-8に定める組織に、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の調達・運搬等、事故復旧作業の支援を行わせる。
- (2) 本店対策本部長は、緊急時体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

6 権限の行使

- (1) 緊急時体制を発令した場合、発電所及び本店の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、それぞれの対策本部のもとで相互連携をとりながら行う。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、発電所対策本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。但し、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとることとする。

なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

第3章 原子力災害予防対策の実施

第1節 通報体制及び情報連絡体制の整備

1 警戒事態に該当する事象の連絡体制の整備

原子力防災管理者が、別表2-1の事象（警戒事態に該当する事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときの連絡のため、あらかじめ別図2-3に定める連絡体制を整備しておくものとする。

2 原災法第10条第1項に基づく通報体制の整備

原子力防災管理者が、別表2-2の事象（原災法第10条に該当する事象）若しくは別表2-3の事象（原災法第15条に該当する事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときの通報連絡のため、あらかじめ別図2-4に定める通報連絡体制を整備しておくものとする。

大規模自然災害等が発生した場合においても、通報連絡手段が確保されるよう、必要な体制を整備しておくものとする。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、鹿児島県知事及び薩摩川内市長から、原災法第10条第1項の通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

なお、当社が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬の場合にあつては、原子力災害の発生時に迅速かつ的確に措置を行うため、あらかじめ通報体制を含む計画書を作成し、必要な体制を整備しておくものとする。

3 原災法第10条第1項の通報後の情報連絡体制の整備

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告及び連絡のため、あらかじめ別図2-5に定める連絡体制を整備しておくものとする。

4 通報等の運用

発生した事象が複数の通報等の基準にまたがる場合、住民防護の早期実施の観点から、「原災法第15条に該当する事象」、「原災法第10条に該当する事象」、「警戒事態に該当する事象」の順に優先順位を設け通報等を行う。

なお、可能な限り発生事象の通報を網羅的に行うが、発生事象について通報等を行った後、同レベルの緊急事態区分に該当する事象、又は下位レベルの緊急事態区分に該当する事象を認識した場合は、その段階において直ちに通報を行う。

5 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は別図 3－1 に定めるとおりとする。

第 2 節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1 放射線測定設備の設置及び検査等

- (1) 原子力防災管理者は、原災法第 11 条第 1 項に基づく発電所の敷地境界付近の放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を、別図 3－2 に定めるとおり定期的に整備・点検し、次に掲げる検査等を実施する。
- a モニタリングポストの検出部、表示装置、記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態に維持する。
 - b モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態にならないようにする。
 - c 毎年 1 回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。
 - d モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに他のモニタリングポストの監視を行う。また、可搬型モニタリングポストを設置し、測定データを収集する等の代替手段を講ずる。
 - e 大規模自然災害等に備え、モニタリングポストの代替手段を整備する。
 - f モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1 年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量を取りまとめた資料は、住民等の閲覧できる場所に置く。
 - g 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、鹿児島県知事及び薩摩川内市長から、モニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときは、これを行う。
- (2) 社長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、鹿児島県知事及び薩摩川内市長に 7 日以内に様式 4 に定める届出書により届け出る。
- (3) 社長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第 11 条第 5 項の検査を受けるため (2) の届出書と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する。
- a 名称、住所及び代表者の氏名
 - b 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
 - c 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要

2 原子力防災資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者は、原災法第11条第2項に規定される原子力防災資機材に関して次の措置を講ずる。
- a 必要な原子力防災資機材を、別表3-1に定めるとおり確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
 - b 原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。
 - c 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、鹿児島県知事及び薩摩川内市長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときは、これを行う。
- (2) 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、鹿児島県知事及び薩摩川内市長に7日以内に様式5に定める届出書により届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。

3 その他の原子力防災資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者は、前項に定める原子力防災資機材以外の事故収束活動に必要な資機材に関して次の措置を講ずる。
- a その他の原子力防災資機材を、別図3-3及び別表3-2に定めるとおり配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
 - b その他の原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、交換又は補充することにより必要数量を確保する。

第3節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1 オフサイトセンターに備え付ける資料

社長は、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に必要となる資料のうち、別表3-3に定める資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

なお、原災法第12条第4項に基づく資料については内容に変更があったときに提出する。

2 地方公共団体に提供する資料

社長は、原子力災害が発生した場合、原子力災害対策活動に必要となる資料のうち、別表3-3に定める資料を鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町及び長島町の災害対策本部等に備え付けるため、鹿児島県知事、薩摩川内市長、いちき串木野市長、阿久根市長、鹿児島市長、出水市長、日置市長、姶良市長、さつま町

長及び長島町長に提供する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

なお、原災法第 12 条第 4 項に基づく資料については内容に変更があったときに提出する。

3 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

原子力管理部長は、別表 3-3 に定める、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所へ配置する。

なお、原子力管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

4 発電所及び本店等に備え付ける資料

(1) 発電所

原子力防災管理者は、別表 3-3 に定める資料を、発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

(2) 本店

原子力管理部長は、別表 3-3 に定める資料を、本店に備え付ける。また、原子力管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力管理部長は、別表 3-3 に定める資料を、原子力事業所災害対策支援拠点において使用できるように、別表 3-4 に定める資機材等保管場所に備え付ける。また、原子力管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第 4 節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1 緊急時対策所

(1) 原子力防災管理者は、発電所に別図 3-4 及び別表 3-5 に定める緊急時対策所を常に使用可能な状態に整備する。

(2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できるように施設及び設備を整備する。

(3) 原子力防災管理者は、緊急時対策所を非常用電源から給電可能な状態に整備する。

(4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所及び特別会議室に別表 3-6 に定める非常用通信機器及びテレビ会議システムを配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

なお、原子力防災管理者は、非常用通信機器及びテレビ会議システムを定期的に保守点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。また、故障等が認められた場合、速やかに修理する。

- (5) 原子力防災管理者は、原子力災害対策関係機関（総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター等）、原子力施設事態即応センター、原子力事業所災害対策支援拠点等と確実な通信連絡が行えるよう、別表 3－5 に定める通信機器を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。また、故障等が認められた場合、速やかに修理する。

2 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 原子力管理部長は、別図 3－5 及び別表 3－4 に定めるとおり、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補を、あらかじめ選定しておく。

なお、施設選定にあたっては、地震等の自然災害が発生した場合も考慮するものとする。

- (2) 原子力管理部長は、原子力事業所災害対策支援拠点に電気を供給できるよう、別表 3－4 に定める非常用電源を資機材等保管場所に配備する。
- (3) 原子力管理部長は、別表 3－4 に定めるとおり、資機材等を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。また、故障等が認められた場合、速やかに修理する。
- (4) 原子力管理部長は、原子力災害対策関係機関（総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター等）、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等と確実な通信連絡が行えるよう、別表 3－4 に定めるとおり、通信機器を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。また、故障等が認められた場合、速やかに修理する。
- (5) 原子力管理部長は、資機材等に係る輸送体制をあらかじめ整備しておく。

3 原子力施設事態即応センター

- (1) 原子力管理部長は、別表 3－7 に定める原子力施設事態即応センターを、常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 原子力管理部長は、原子力施設事態即応センターを地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できるように施設及び設備を整備する。
- (3) 原子力管理部長は、原子力施設事態即応センターを非常用電源から給電可能な状態に整備する。
- (4) 原子力管理部長は、原子力施設事態即応センターに別表 3－6 に定める非常用通信機器及びテレビ会議システムを配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

なお、原子力管理部長は、非常用通信機器及びテレビ会議システムを定期的に保守点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。また、故障等が認められた場合、速やかに修理する。

- (5) 原子力管理部長は、原子力災害対策関係機関（総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター等）、緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点等と確実な通信連絡が行えるよう、別表 3－7 に定める通信機器を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。また、故障等が認められた場合、速やかに修理する。

- (6) 原子力管理部長は、本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員が必要な期間にわたり原子力災害対応にあたることができるよう、必要となる水、食料等の備蓄及び調達に係る体制等をあらかじめ整備しておく。

4 集合場所

原子力防災管理者は、気象状況等を考慮した発電所内の集合場所をあらかじめ指定し、関係者に周知する。

5 応急処置施設

原子力防災管理者は、発電所診療所を応急処置施設として常に使用可能な状態に整備する。

6 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図 3－2 に定める気象観測設備について、定期的に点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

7 緊急時運転パラメータ伝送システム

(1) 発電所

原子力防災管理者は、発電所に別表 3－6 に定める緊急時運転パラメータ伝送システム（以下「SPDS」という。）を設置し、統合原子力防災ネットワークに接続するとともに、以下のとおり維持・運用する。

- a 緊急時対策支援システム（ERSS）及び本店へSPDSデータを伝送する。
- b SPDSを非常用電源から給電可能な状態に整備するとともに、定期的に点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。
- c SPDSに不具合が認められた場合、速やかに修理する。
- d 地震等の自然災害が発生し、SPDSが使用できない場合は、代替措置を講じる。

(2) 本店

原子力管理部長は、本店に別表 3－6 に定めるSPDSを設置し、統合原子力防災ネットワークに接続するとともに、以下のとおり維持・運用する。

- a 緊急時対策支援システム（ERSS）へSPDSデータを伝送する。
- b SPDSを非常用電源から給電可能な状態に整備するとともに、定期的に点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。
- c SPDSに不具合が認められた場合、速やかに修理する。
- d 地震等の自然災害が発生し、SPDSが使用できない場合は、代替措置を講じる。

8 所内放送装置等

原子力防災管理者は、発電所における所内放送装置及びページング装置を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、所内放送装置等に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

第5節 防災教育の実施

原子力防災管理者は、発電所の原子力防災要員に対し、また、原子力管理部長は、本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について防災教育を実施する。

なお、教育にあたっては、計画、実施、評価確認及び継続的な改善のプロセスを適切に実施する。

- (1) 原子力防災組織及び活動に関する知識
- (2) 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

第6節 防災訓練の実施

1 社内における訓練

- (1) 原子力防災管理者及び原子力管理部長は、原子力防災組織及び本店原子力防災組織にあらかじめ定められた役割、連携等の徹底を図るため、別表3－8に定める原子力防災訓練を、1年に1回以上実施する。

なお、訓練にあたっては、計画、実施、評価確認及び継続的な改善のプロセスを適切に実施する。

- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災訓練に係る計画書、実施要領等については、事前に、原災法第30条第2項の規定に基づき、原子力防災専門官から指導及び助言を受ける。
- (3) 社長は、原災法第13条の2第1項に基づき、原子力防災訓練の結果について、様式6に定める報告書により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

2 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者及び原子力管理部長は、原子力防災要員及び緊急時対策要員を国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画させ、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を考慮して訓練に参加する。

第 7 節 関係機関との連携

原子力防災管理者又は社長は、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を円滑に進めるために、平常時から次の項目に掲げるとおり関係機関と相互連携を図るものとする。

1 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制委員会及びその他関係省庁）とは平常時から防災情報の収集、提供等の相互連携を図る。
 - (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣から原災法第 3 1 条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
 - (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣から原災法第 3 2 条第 1 項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合は、その立ち入り検査について対応を行う。
 - (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正又は原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。
- また、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集、提供等の相互連携を図る。

2 地方公共団体との連携

- (1) 地方公共団体（鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町及び長島町）とは平常時から協調し、防災情報の収集、提供等の相互連携を図る。
- なお、モニタリングポストにより測定した放射線量等について、データの提供を行うとともに、必要な設備等については、適切に維持・管理を行う。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。
 - (3) 鹿児島県知事及び薩摩川内市長から原災法第 3 1 条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
 - (4) 鹿児島県知事及び薩摩川内市長から原災法第 3 2 条第 1 項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合は、その立ち入り検査について対応を行う。

3 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（薩摩川内市消防局、薩摩川内警察署、串木野海上保安部、医療機関、その他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の収集、提供等の相互連携を図る。

4 原子力緊急事態支援組織の整備

- (1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、別表 3－9 に定める原子力緊急事態支援組織を整備するとともに、次に掲げる事項に

ついて、あらかじめ調整しておく。

- a 原子力緊急事態支援組織が配備する装置、資機材等
- b 原子力緊急事態支援組織が配備する装置、資機材等の保守要領及び点検記録の保管
- c 原子力緊急事態支援組織が配備する装置、資機材等の保管方法及び保管場所

(2) 原子力防災管理者は、原子力事業所災害対策の円滑な実施に資するため、原子力緊急事態支援組織に発電所の原子力防災要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置等の操作に関する技能を習得させる。

第8節 周辺住民に対する活動

原子力防災管理者は、平常時から、発電所の周辺住民等に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所の概要
- (3) 原子力災害とその特殊性
- (4) 原子力災害発生時における防災対策の内容（緊急時に取りべき行動を含む。）

また、原子力災害が発生した場合に備え、住民等からの問合せに対応する相談窓口の設置（必要に応じて24時間受付体制）等、必要な体制を整備しておくものとする。

第4章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報及び連絡

1 通報及び連絡の実施

(1) 発電所内に係る警戒事態に該当する事象発生時の連絡

原子力防災管理者は、別表2-1の事象（警戒事態に該当する事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式7に所定の事項を記入し、原子力規制委員会その他別図2-3に定められた連絡先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を連絡する。

なお、警戒事態に該当する事象発生後の施設の状況等については様式8に記入し、別図2-3に定められた連絡先にファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、送信した旨を連絡する。

(2) 発電所内に係る特定事象発生時の通報

原子力防災管理者は、別表2-2の事象（原災法第10条に該当する事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式9に定められた通報様式に必要事項を記入し、15分以内を目途として、内閣総理大臣、原子力規制委員会、鹿児島県知事、薩摩川内市長その他別図2-4（1）に定められた通報先に、ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信し、記録として保存する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、鹿児島県知事及び薩摩川内市長に対しては電話によりその着信を確認する。

また、発電所対策本部長は、いちき串木野市長、阿久根市長、鹿児島市長、出水市長、日置市長、姶良市長、さつま町長及び長島町長など、その他別図2-4（1）に定められた通報先に送信した旨を連絡する。

(3) 事業所外運搬に係る特定事象発生時の通報

原子力防災管理者は、別表2-2の事象（原災法第10条に該当する事象）のうち、当社が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬の場合にあっては、様式10に定められた通報様式に必要事項を記入し、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長その他別図2-4（2）に定められた通報先に、ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信し、記録として保存する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対しては電話によりその着信を確認する。

また、原子力防災管理者は、その他別図2-4（2）に定められた通報先に送信した旨を連絡する。

2 緊急時体制発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、別表 2－1 の事象（警戒事態に該当する事象）若しくは別表 2－2 の事象（原災法第 10 条に該当する事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、この計画の第 2 章第 1 節 1 項「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに緊急時体制を発令するものとする。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、直ちに原子力管理部長に報告する。
また、原子力防災管理者は、別表 4－1 に定める S P D S データが緊急時対策支援システム（E R S S）及び本店へ伝送されていることを確認する。
- (3) 原子力管理部長は、発電所緊急時体制の発令について、直ちに社長に報告する。
また、原子力管理部長は、別表 4－1 に定める S P D S データが緊急時対策支援システム（E R S S）へ伝送されていることを確認する。
- (4) 社長は、原子力管理部長から発電所緊急時体制の発令の報告を受けたときは、本店に緊急時体制を発令するものとする。
- (5) 原子力防災管理者及び原子力管理部長は、緊急時体制発令後、原子力防災要員及び緊急時対策要員を非常召集する。
- (6) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本店に対策本部を設置し、それぞれの対策本部長となり活動を開始する。

3 情報の収集と提供

- (1) 発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所対策本部長に報告する。
 - a 事故の発生時刻及び場所
 - b 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - c 被ばく及び障害等人身災害に係る状況
 - d 発電所敷地周辺における放射線及び放射性物質の測定（緊急時モニタリング）結果
 - e 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
 - f 気象状況
 - g 収束の見通し
 - h その他必要と認める事項
- (2) 発電所対策本部総括班長は、上記の情報を定期的及び事故の状況に変化があった場合に収集し、その内容を様式 1 1（原子炉施設）又は様式 1 2（事業所外運搬）に記載し、別図 2－5 に定める連絡先にファクシミリ装置等にて送信し、記録として保存する。また、別図 2－5 に定める連絡先に送信した旨を連絡する。
- (3) 本店対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、発電所対策本部と連携のうえ、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、本店対策本部長に報告する。

4 通話制限

発電所対策本部総括班長及び本店対策本部総括班長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信手段を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

第2節 応急措置の実施

1 警備及び避難誘導

(1) 集合場所等の指定

発電所対策本部総務班長は、発電所内の事象に係る緊急時体制が発令された場合、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者、見学者等（以下「発電所避難者」という。）に対する集合場所等の必要な事項を指定する。また、集合場所に集合している発電所避難者の避難誘導を行う要員（以下「避難誘導員」という。）を配置する。

(2) 避難の周知

発電所対策本部総務班長は、発電所避難者に対して所内放送・ページング等により指定する集合場所への集合及び避難の際の防護措置を周知する。この際、見学者に対しては、広報班長と協力してバス等による輸送又は避難誘導員による誘導案内等を行い、避難場所への避難が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。

(3) 発電所敷地外への避難

発電所対策本部総務班長は、発電所避難者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導員に対して、発電所敷地外へ避難させるよう指示する。また、この際に発電所対策本部総括班長はその旨を直ちに鹿児島県知事、薩摩川内市長、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。なお、発電所対策本部総務班長は、発電所避難者の避難状況を把握する。

また、発電所対策本部総務班長は、緊急時体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止するよう関係者に周知する。

2 放射能影響範囲の推定

発電所対策本部安全管理班長は、モニタリングポストの測定値補完並びに、最大線量及び最大濃度地点の検索等に有効利用するため、発電所内及び発電所敷地周辺における放射線及び放射性物質の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ、緊急時モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。

なお、モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合には、サーベイメータ、可搬型モニタリングポスト等にて測定し、同測定結果に基づいて放射能影響範囲を推定する。

3 原子力災害医療

(1) 救助活動

発電所対策本部総務班長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合、負傷者等を各班長及び関係者と協力して放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 医療活動

発電所対策本部総務班長は、負傷者等について各班長及び関係者と協力して応急処置、除染等の措置を講じるとともに、別図 3－4 に定める発電所内の応急処置施設への搬送、医療機関への移送、治療の依頼等の必要な措置を講じる。

(3) 二次災害防止に関する措置

発電所対策本部総務班長は、医療機関へ負傷者等の移送及び治療の依頼を行う時並びに救急隊到着時に、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の被ばく防止のために必要な情報を救急隊員等に伝達するとともに、必要に応じて原子力防災要員を随行させる。

4 消火活動

発電所対策本部の各班長は、原子力施設の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。

5 汚染拡大の防止

(1) 発電所対策本部安全管理班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、標識等により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により、発電所構内にいる者に周知する。

(2) 発電所対策本部安全管理班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

6 線量評価等

発電所対策本部安全管理班長は、発電所避難者、原子力災害対策活動に従事している要員及び緊急時モニタリング要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7 広報活動

(1) 発電所対策本部広報班長及び本店対策本部広報班長は、状況に応じてプレス発表を行う。ただし、原子力災害合同対策協議会の運営が開始された場合には、原則として、オフサイトセンター等のプレスルームで発表を行う。

- (2) 発電所対策本部広報班長及び本店対策本部広報班長は、プラントの状況、応急措置の概要等公表する内容を取りまとめ、別図4-1に示す伝達経路に基づき関係箇所に連絡する。

8 応急復旧

(1) 施設及び設備の点検

発電所対策本部運転班長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の状況、機器の動作状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、優先順位を考慮し、実施担当者を明確にした上で、下記事項に関する応急復旧計画を策定する。

- a 施設や設備の整備及び点検
- b 故障した設備等の応急の復旧
- c その他応急の復旧対策に必要な事項

発電所対策本部保修班長及び土木建築班長は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。

(3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応

発電所対策本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について、原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。

9 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施する。

- (1) 発電所対策本部総括班長は、原子炉系の運転状態を示す各種データから、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。
- (2) 発電所対策本部長は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 発電所対策本部安全管理班長は、1次冷却材中の放射能濃度を測定し、外部へ放出される放射性物質の予測を行う。
- (4) 発電所対策本部運転班長は、事故発生炉について、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。
- (5) 発電所対策本部長は、その他の炉について、事故発生炉からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。
- (6) 発電所対策本部安全管理班長は、環境への放射性物質の放出状況、気象状況等から、事故に

よる周辺環境への影響を予測する。

10 資機材の調達及び輸送

発電所対策本部総務班長は、原子力防災資機材その他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに輸送を行う。また、発電所対策本部長は、発電所において十分調達できない場合、本店対策本部長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

11 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

本店対策本部長及び発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣するとともに、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止並びに汚染の除去
- (8) 遮へい対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

12 応急措置の実施報告

発電所対策本部総括班長は、本節の各項に掲げる応急措置（事業所外運搬に係る応急措置を含む）を実施した場合、様式11（原子炉施設）又は様式12（事業所外運搬）に定める報告様式にその概要を記入し、別図2-5に定める連絡先に報告する。

なお、報告を行ったものについては、記録として保存する。

13 原子力防災要員の派遣等

- (1) オフサイトセンターへの派遣等

発電所対策本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関から、オフサイトセンター運営の準備に入る旨の連絡を受けた場合、又は指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに鹿児島県知事、薩摩川内市長、いちき串木野市長、阿久根市長、鹿児島市長、出水市長、日置市長、姶良市長、さつま町長、長島町長その他の関係機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表4-2に定める副原子力防災管理者及

び原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

派遣された副原子力防災管理者及び原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。）の対応方針に基づき、必要な業務を行う。

a オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- (a) 設営準備助勢
- (b) 発電所と原子力災害合同対策協議会等との連絡調整（発電所内の状況に関する情報提供等を含む。）
- (c) 報道機関への情報提供
- (d) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- (e) 原子力災害合同対策協議会等への参加 等

b 緊急時モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- (a) 緊急時モニタリング
- (b) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (c) 住民等からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (e) 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員の対応 等

また、本店対策本部長は、原子力災害合同対策協議会等への出席者を選定し、本店からオフサイトセンターへ派遣する。

(2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣

本店対策本部長は、原子力規制委員会等から原子力規制庁緊急時対応センターの運営準備に入る体制をとる旨の連絡を受けた場合は、別表4-2に定める要員を派遣する。

なお、原子力規制庁緊急時対応センターに派遣する要員については、本店、支社等から適切な要員を選定し、派遣する。

a 原子力規制庁緊急時対応センターにおける業務に関する事項

- (a) 発電所と原子力規制庁緊急時対応センター等との情報交換（発電所内の状況に関する情報提供等を含む。）
- (b) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

本店対策本部長は、次に掲げる事項を実施するための拠点として原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定しておいた施設の候補の中から適切な拠点を選定し、本店の原子力防災要員、緊急時対策要員その他必要な要員の派遣、原子力事業所災害対策支援拠点に必要な資機材等の輸送を、陸路を原則として実施する。

なお、原子力事業所災害対策支援拠点は、状況に応じ複数の拠点により必要な広さ及び業務を分散させる。

a 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項

(a) 発電所への物資の輸送

(b) 輸送に付随する放射線管理、入退域管理（放射線管理教育を含む。）

(c) 拠点運営、関係機関との調整・連絡 等

なお、放射線管理等の業務については、警戒区域の設定範囲により柔軟に対応することが必要なため、あらかじめ設定することが困難なことから、資機材を確保し、状況に応じ柔軟に対応する。

(4) 地方公共団体の災害対策本部への派遣

本店対策本部長は、原子力施設事態即応センターと地方公共団体の災害対策本部等との迅速かつ的確な情報共有に資するため、地方公共団体からの要請を踏まえ要員の派遣に努める。

1 4 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織等への協力要請

発電所対策本部長は、玄海原子力発電所、原子力緊急事態支援組織等の応援を必要とするときは、本店対策本部長に要請する。

これを受けて、本店対策本部長は、本店、玄海原子力発電所等に応援を指示し、それでもなお不足する場合、原子力緊急事態支援組織、他の原子力事業者に協力を要請する。

1 5 原子力災害の拡大及び長期化した場合の措置

(1) 行政機関の庁舎が避難地域に含まれ、代替施設へ機能移転した場合には、当該代替施設へ緊急対策の実施報告を行う。

(2) オフサイトセンターが避難地域に含まれ、代替施設へ機能移転した場合には、原子力災害合同対策協議会の出席者並びに別表 4－2 に定める副原子力防災管理者及び原子力防災要員を当該代替施設へ派遣する。

(3) オフサイトセンター等の非常用発電機の燃料不足が見込まれる場合は、燃料補給に関する支援を行う。

1 6 被災者支援活動

(1) 住民避難の支援

本店対策本部長は、地方公共団体からの要請に応じ、車両等の輸送手段の確保及び避難退域時検査に関する支援を行う。

(2) 相談窓口の設置

a 本店対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合、住民等からの問合せに対応するための相談窓口（必要に応じて 24 時間受付体制）を設置する。

b 本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに、被災者

の損害賠償請求等へ対応するため、上記の相談窓口とは別に相談窓口を設置する。

第3節 緊急事態応急対策

1 第2種緊急時体制の発令

- (1) 発電所対策本部長は、別表2-3の事象（原災法第15条に該当する事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式13（原子炉施設）又は様式14（事業所外運搬）に所定の事項を記入して、直ちに別図2-5に定められた連絡先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信し、記録として保存する。また、別図2-5に定める連絡先に送信した旨を電話で連絡する。
- (2) 発電所対策本部長は、別表2-3の事象（原災法第15条に該当する事象）の発生について通報を受け、若しくは自ら発見したとき、鹿児島県若しくは薩摩川内市から緊急時体制に移行する旨の連絡があったとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2種緊急時体制を発令する。
- (3) 発電所対策本部長は、別図2-5及び別図3-1に定める連絡経路に基づき、本店対策本部長その他必要な箇所に第2種緊急時体制を発令した旨を連絡する。
- (4) 本店対策本部長は、発電所対策本部長から第2種緊急時体制発令の報告を受けた場合、本店における第2種緊急時体制を発令する。

2 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- (1) 発電所対策本部長は、原子力災害合同対策協議会が設置された場合、オフサイトセンターに派遣されている副原子力防災管理者及び原子力防災要員と連絡を密に取る。発電所対策本部長は、原子力災害合同対策協議会の要請等に対して、発電所内の状況に関する情報の提供等、必要な対応を行う。
- (2) 発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、鹿児島県知事及び薩摩川内市長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときは、これを行う。

3 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、この計画第4章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急時体制が解除されるまでの間、継続して実施する。

4 事業所外運搬事故における対策

本店対策本部長及び発電所対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を

主体的に講じる。

第5章 原子力災害事後対策の実施

発電所対策本部長（発電所対策本部が廃止されているときは、「原子力防災管理者」に読み替える。以下、この章において同じ。）は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

なお、原子力緊急事態宣言が発令されない場合の事後対策についても、本章の事後対策に準ずるものとする。

また、本店対策本部長（本店対策本部が廃止されているときは、「社長」に読み替える。以下、この章において同じ。）は、国、地方公共団体等と連携し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供等、その間の生活維持のための支援に協力する。

第1節 発電所及び本店の対策

1 復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、優先順位を考慮し、実施担当者を明確にした上で、次に掲げる事項に関する復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、鹿児島県知事及び薩摩川内市長に提出するとともに、公表する。

なお、発電所対策本部長は当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。また、本店対策本部長は、発電所対策本部が行う復旧対策に対する支援を行う。

- （１）原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- （２）原子炉施設の除染の実施
- （３）原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施
- （４）放射性物質の追加放出の防止
- （５）各復旧対策の実施工程及び対応する対策本部班 等

発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、鹿児島県知事及び薩摩川内市長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときは、これを行う。

2 緊急時体制の解除

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、緊急時体制を解除した場合、その旨を別図2-5に定める連絡先に報告する。

3 原因究明と再発防止対策の実施

発電所対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

4 放射性物質による環境汚染への対処

本店対策本部長又は発電所対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、地方公共団体等と協力して、汚染地域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

第2節 原子力防災要員の派遣等

発電所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに鹿児島県知事、薩摩川内市長その他関係機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表5－1に定める副原子力防災管理者及び原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

(1) 広報活動に関する事項

- a 発電所と原子力災害合同対策協議会等との連絡調整（発電所内の状況に関する情報提供等を含む。）
- b 報道機関への情報提供 等

(2) 緊急時モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- a 緊急時モニタリング
- b 身体又は衣類に付着している放射性物質による汚染の測定
- c 住民等からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- d 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- e 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織から派遣された原子力防災要員等の対応 等

(3) 派遣された副原子力防災管理者及び原子力防災要員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が解散している場合は派遣先）等における対応方針等に基づき、必要な業務を行うとともに、発電所対策本部等と連絡を密にし、情報共有を図る。

(4) 発電所対策本部長は、関係機関に貸与する原子力防災資機材に不足等が生じ、発電所において十分調達できない場合、本店対策本部長に必要とする資機材の調達等を要請する。これを受けて、本店対策本部長は、玄海原子力発電所等に調達等を指示し、それでもなお不足する場合、他の原子力事業者の協力を要請する。

第6章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

- 1 社長は、他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生若しくはそのおそれがある場合、又は他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬中に原子力災害が発生若しくはそのおそれがある場合、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の関係機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。
- 2 他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、又は他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬中に原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、原子力管理部長からの指示に対応し、次に掲げる緊急時モニタリング、避難退域時検査、除染その他の住民避難に対する支援に関する事項について、別表6－1に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行う。
 - (1) 緊急時モニタリング
 - (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質による汚染の測定
 - (3) 住民等からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
 - (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- 3 資機材の追加支援要請や上記以外の資機材の支援要請を受けた場合は、発電所の安全な運営を前提に貸与する。